

►B

一定の危険物質を含むバッテリーおよびアキュムレータに関する

1991年3月18日付

閣僚理事会指令

(91/157/EEC)

(OJ L 78, 1991年3月26日, p38)

以下により改正

オフィシャルジャーナル
No ページ 日付

►M1 1998年12月22日付欧州委員会指令 98/101/EC

L1 1 1999.1.5

►B

一定の危険物質を含むバッテリーおよびアキュムレータに関する
1991年3月18日付
閣僚理事会指令
(91/157/EEC)

欧州共同体閣僚理事会は、

欧州経済共同体を設立した条約および特にその第100条a項を考慮し、

欧州委員会の提案⁽¹⁾を考慮し、

欧州議会⁽²⁾と協力し、

経済社会評議会の意見⁽³⁾を考慮し、

バッテリーおよびアキュムレータの廃棄に関して各加盟国で採択されている法律または行政措置間のあらゆる相違が、共同体内に貿易障壁を創り出しかつ競争を歪めており、結果的には内部市場の機能に直接的な影響を与える可能性があること。したがって、この分野の法律を整合することが必要であること。

廃棄物に関する1975年7月15日付閣僚理事会指令75/442/EEC⁽⁷⁾（指令91/156/EEC⁽⁸⁾により改正）の第2条2項は、特別な場合のために、または廃棄物の特定のカテゴリマネジメントに関して、当該指令の規則を補完する特別な規則を個別の指令として定めるものとする、と規定していること、

EEC条約の第130条r(1)および(2)項で法制化されている原則に基づく、環境に関する欧州共同体行動計画に定めるように、共同体の環境方針の目標および原則は、特に汚染を予防、削減、およびできる限り排除し、原料資源の良好なマネジメントを確実にすることを目的とし、また「汚染者負担」の原則に基づくものであること、

本目標を達成するために、含危険物質の含有量という観点から、一定のバッテリーおよびアキュムレータの販売を禁止しなければならないこと、

使用済みバッテリーおよびアキュムレータが管理された方法で再生および廃棄されることを確実にするために、加盟国はこれらが標示され分別収集されることを確実にする措置を講じなければならないこと、

使用済みバッテリーおよびアキュムレータの回収およびリサイクルは、原材料の不必要な使用を回避する役に立つこと、

取り外しできないバッテリーまたはアキュムレータを含む機器は、それが廃棄される際に環境危険を生じる可能性があること。したがって、加盟国は適切な措置を講じなければならないこと、

上述の様々な目的を達成するために、加盟国はプログラムを設定しなければならないこと。これらのプログラムおよびとられた特別措置は、欧州委員会に知らされなければならないこと、

廃棄システムの確立などの経済的手段の償還は、使用済みバッテリーおよびアキュムレータの分別収集およびリサイクルを促進させる可能性があること、

(1) 1989年1月7日付 OJ No C 6, p.3 および 1990年1月17日付 OJ No C 11, p.6

(2) 1989年6月26日付 OJ No C 158, p.209 および 1991年1月28日付 OJ No C 19

(3) 1989年7月31日付 OJ No C 194, p.21

(7) 1975年7月25日付 OJ No L 194, p.39

(8) 1991年3月26日付 OJ No L 78, p.32

►B

この分野における消費者情報に関する規定を作成しなければならないこと、

本指令の規定、特に標示システムを施行するための、および指令が科学的・技術的進歩に容易に適応できることを確実にするための、適切な手続きに関する規定を作成しなければならないこと。指令 72/442/EEC の第 18 条に定める小委員会は、これらの作業において欧州委員会を補助するように指示されなければならないこと、

以上のことから本指令を採択した。

第 1 条

本指令の目的は、付属書 I に基づく危険物質を含む使用済みバッテリーおよびアキュムレータの、再生および管理された廃棄に関する加盟国の法律を整合することである。

第 2 条

本指令の目的において、

- (a) 「バッテリーまたはアキュムレータ」とは、化学エネルギーの直接変換によって電気エネルギーを発生させる発生源で、付属書 I のリストにあるように、1 つ以上の一次側（充電不可能）電池または二次側（充電可能）セルで構成されるものを意味する。
- (b) 「使用済みバッテリーまたはアキュムレータ」とは、再利用できないバッテリーまたはアキュムレータで、再生または廃棄を目的とするものを意味する。
- (c) 「廃棄」とは、指令 75/442/EEC の付属書 II A に含まれるあらゆるオペレーションで、バッテリーおよびアキュムレータに適用されるものを意味する。
- (d) 「再生」とは、指令 75/442/EEC の付属書 II B に含まれるあらゆるオペレーションで、バッテリーおよびアキュムレータに適用されるものを意味する。
- (e) 「回収」とは、使用済みバッテリーおよびアキュムレータの収集、分別および／またはグループ分けを意味する。
- (f) 「廃棄システム」とは、バッテリーまたはアキュムレータの購入時に、購入者が販売者に対して、バッテリーまたはアキュムレータを戻したときに返還される一定の金額を支払うシステムを意味する。

第 3 条

►M1

1. 加盟国は、遅くとも 2000 年 1 月 1 日以降、重量の 0.0005% を超える水銀を含むバッテリーおよびアキュムレータの販売を、そのようなバッテリーおよびアキュムレータが機器に組み込まれている場合を含め、禁止するものとする。ボタンセルおよび重量の、2% 以下の水銀を含むボタンセルで構成されるバッテリーは、この禁止から除外されるものとする。

►B

2. 第 1 項は、一定の危険物質および調合品の販売および使用の制限に関する加盟国の法律、規則および行政規定を整合した 1976 年 7 月 27 日付閣僚理事会指令 76/769/EEC⁽¹⁾ (最新の改正は指令 85/610/EEC⁽²⁾) の付属書 I に挿入するものとする。

第 4 条

1. 第 6 条に定めるプログラムに照らして、加盟国は、使用済みバッテリーおよびアキュムレータが、再生または廃棄の観点から分別収集されることを確実にするための適切なステップをとるものとする。

(1) 1976 年 9 月 27 日付 OJ No L 262, p.201

(2) 1985 年 12 月 31 日付 OJ No L 375, p.1

▶B

2. この目的のために、加盟国はバッテリーおよびアキュムレータおよび、該当する場合にはこれらを内蔵している機器が、適切な方法で標示されることを確実にするものとする。

表示には以下の点に関する表示を含めなければならない。

- 分別収集
- 該当する場合には、リサイクル
- 重金属含有量

3. 欧州委員会は、第10条に定める手続きに従って、標示システムの詳細な取り決めに作成するものとする。これらの取り決めは欧州共同体オフィシャルジャーナルに公表するものとする。

第5条

加盟国は、バッテリーおよびアキュムレータが、それらが消耗した時に消費者によって容易に取り外しできない限り機器に組み込まれないことを確実にするための措置を講じるものとする。

これらの措置は、1994年1月1日に発効するものとする。

この条項は、付属書IIに含まれるカテゴリの機器には適用されないものとする。

第6条

加盟国は、以下の目標を達成するためにプログラムを作成するものとする。

- バッテリーおよびアキュムレータ内の重金属の含有量を削減する
- 危険物質の量が少ない、および／または汚染の少ない物質を含んでいるバッテリーおよびアキュムレータの販売を促進する
- 付属書Iで取り扱われる使用済みバッテリーおよびアキュムレータを、家庭廃棄物から段階的に削減する
- バッテリーおよびアキュムレータ内の危険物質の含有量を削減し、汚染のより少ない代用品の使用を助けることを目的とする研究の促進
- 付属書Iで取り扱われる使用済みバッテリーおよびアキュムレータの分別廃棄

最初のプログラムは、1993年3月18日からの4年間を取り扱うものとする。これらのプログラムは、1992年9月17日までに欧州委員会に知らせるものとする。

第7条

1. 加盟国は、分別収集の効果的な組織および、該当する場合にはデポジット制度の設立を確実にするものとする。さらに、加盟国はリサイクルを推進するための経済的措置を導入することができる。これらの措置は、有効な生態的および経済的基準に基づき、かつ競争の歪みを回避するように、関係機関との協議の後に導入しなければならない。

2. 第6条に定める計画を通知する際に、加盟国は欧州委員会に対して第1項に従って講じた措置を知らせるものとする。

▶B

第8条

第6条に定めるプログラムに照らして、加盟国は、消費者に対して以下に関する情報を完全に与えることを確実にするために必要なステップを講じるものとする。

- (a) 使用済みバッテリーおよびアキュムレータの管理されない廃棄の危険性
- (b) バッテリー、アキュムレータおよび永久的に組み込まれたバッテリーおよびアキュムレータを伴う機器の標示
- (c) 機器に永久的に組み込まれたバッテリーおよびアキュムレータを取り除く方法

第9条

加盟国は、本指令によって取り扱われるバッテリーおよびアキュムレータで、本指令の規定に適合しているものの販売を妨害、禁止または制限することはできない。

第10条

欧州委員会は、第3条、4条、5条および付属書IおよびIIを、指令75/442/EECの第18条に定める手続きに従って科学的・技術的進歩に適応させるものとする。

第11条

1. 加盟国は、1992年9月18日より前に、本指令に適合するために必要な措置を講じるものとする。その措置は、直ちに欧州委員会に知らせるものとする。
2. 加盟国は、本指令が取り扱う分野において採択した国家法の規定の本文を欧州委員会に知らせるものとする。欧州委員会は、それを他の加盟国に知らせるものとする。

第12条

本指令は加盟国に宛てたものである。

▶ M1

付属書 I

以下のバッテリーおよびアキュムレータは、本指令により取り扱われる。

1. 重量で 0.0005% を超える水銀を含む 1999 年 1 月 1 日以降に市場に置かれたバッテリーおよびアキュムレータ
2. 1992 年 9 月 18 日以降に市場に置かれたバッテリーおよびアキュムレータで、以下を含むもの
 - セルごとに 25mg を超えるの水銀を含むもの。アルカリマンガン乾電池は除く。
 - 重量で 0.025% を超えるカドミウムを含むもの
 - 重量で 0.4% を超える鉛を含むもの
3. 重量で 0.025% を超える水銀を含むアルカリマンガン乾電池で、1992 年 9 月 18 日以降に市場に置かれたもの。

▶B

付属書II

第5条の適用範囲から除外される機器のカテゴリのリスト

1. 工業使用の必要性から電源の連続性を確実にするために、および情報技術機器や事務用機器のメモリおよびデータ機能を保持するために、バッテリーが半田付け、溶接またはその他の方法で永久に端子に取付けられている機器で、付属書Iに定めるバッテリーおよびアキュムレータの使用が技術的に必要な場合
2. 科学的小および専門的機器中の対照セル、生体機能を保持するために設計された医療用装置内や心臓ペースメーカー内のバッテリーおよびアキュムレータで、無停電の機能が必須であり、有資格者だけがバッテリーおよびアキュムレータを取り外しできる場合
3. 携帯用機器で、資格のない者によるバッテリー交換が安全上の危険を使用者に生じ得るかまたは機器の運転に影響を及ぼしうる場合、および、例えば揮発性物質が存在するなどの非常に敏感な環境での使用を目的とする専門機器

本付属書に従って、使用者が容易に取り外すことができないバッテリーおよびアキュムレータを有する機器は、使用者に対して環境上有害なバッテリーおよびアキュムレータを含んでいることを知らせ、かつそれをどのように安全に取り外すかを示した取扱説明書を伴わなければならない。

訳 者： 株式会社エス・ディ・シー
Web: <http://www.sdc-inc.jp> E-mail: inquiry@sdc-inc.jp

本書の内容の一部あるいは全部を、小社の許諾なしに無断で複写(コピー)することを禁じます。
